

電力安全に係る規制緩和要望の現状

要望項目	規制・制度改革要望名	具体的内容	期限
＜太陽電池発電＞			
太陽光発電設備に係る工事計画届出・審査等の手続きの緩和	・エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定行動計画 政府の規制・制度改革アクションプラン（平成23年11月1日）」	500kW以上の太陽光発電設備に求められる工事計画届出及び使用前安全管理審査の不要範囲を拡大する。また、使用前安全管理審査における負荷遮断試験等の試験方法を合理化する。	工事計画届出及び使用前安全管理審査の不要範囲拡大については、23年度中に結論、速やかに措置。負荷遮断試験等の試験方法合理化については、24年度中結論、速やかに措置。
電気主任技術者の不選任承認範囲の拡大	・規制・制度改革に関する分科会の第2WG（エネルギー）（平成24年4月3日） ・経済対策（規制・制度改革）（平成24年11月30日） ・総合特区等でも要望有（あわじ）	太陽電池発電設備に係る電気主任技術者の不選任承認範囲について、2,000kW未満への引き上げ可能性について検討し、技術動向や安全性の状況を踏まえて見直しを行う。	平成24年度結論、平成25年上期までに必要に応じ措置
太陽光発電設備における電気主任技術者の兼任要件の緩和	・経済対策（規制・制度改革）（平成24年11月30日）	電気主任技術者の兼任承認において、常時勤務する事業場と兼任事業場が親子会社又は同一の親会社を持つ会社でなければならないという要件について、太陽光発電設備を設置する兼任事業場が当該電気主任技術者が常時勤務する事業場と同一敷地内にある場合、又は太陽光発電設備を設置する兼任事業場が当該電気主任技術者が既に兼任している事業場と同一敷地内にある場合には不要とする。	平成25年上期結論、結論を得次第措置

＜水力発電＞			
ダム水路主任技術者の資格要件の見直し	・規制・制度改革に関する分科会の第2WG（エネルギー）（平成24年4月3日）	小水力発電設備に係る保安規制について、一般電気工作物及び事業用電気工作物に関する基準の緩和に向けて、安全性の検証及び事業者からのデータ等の収集等を行い、結論を得る。	平成24年検討。結論を得られ次第措置
ダム水路主任技術者の許可選任範囲の見直し	・規制・制度改革に関する分科会の第2WG（エネルギー）（平成24年4月3日）	ダム水路主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者として選任することができる制度（許可選任）の対象範囲について、事業者の意見を踏まえ、安全性の確証が得られ次第、発電出力区分の上限値について見直しを行う。	平成24年度検討開始。結論を得られ次第措置
＜バイナリー発電＞			
ボイラー・タービン主任技術者の選任範囲の見直し	・エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定行動計画 政府の規制・制度改革アクションプラン（平成23年11月1日）	地熱バイナリー発電（温泉発電）に関するボイラー・タービン主任技術者の不要範囲を拡大する。その他フラッシュタイプ等の地熱発電についても、ボイラー・タービン主任技術者の不要範囲の拡大を必要に応じて検討する。	地熱バイナリー発電については、23年度中措置。 その他の方式については、24年度結論、必要に応じて速やかに措置。
＜その他火力発電＞			
家庭用燃料電池の技術基準に関する規制緩和	・規制・制度改革に関する分科会の第2WG（エネルギー）（平成24年4月3日）	家庭用燃料電池の技術基準につき、事業者の意見を踏まえ、安全性に係る技術的確認が得られ次第、見直しを行う。	平成24年度検討開始。結論を得られ次第措置
ガスタービン取替えにおける工事計画の事前届	・規制・制度改革に関する分科会の第2WG（エネルギー）（平成24年4月3日）	ガスタービンの取替工事について、出力1万kW未満のものと5万kW未満程度のものについて、爆発や破片の外部への飛散等の設備損壊時のリスクが同等程度と評価できるか、又全て同一設計	平成24年度検討開始。結論を得られ次第措置

出が必要な出力の緩和		になっているのかといった点につき、事業者の意見を踏まえ、安全性に係る技術的確認が得られ次第、見直しを行う。	
＜風力発電＞			
洋上風力発電に関する諸規制について整理・検討	・エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定行動計画 政府の規制・制度改革アクションプラン（平成23年11月1日）	洋上風力発電に関する制度環境を整備すべく、建築基準法、電気事業法その他の関係法令上の取扱い等、諸規制の適用のあり方について整理・検討する。	平成23年度中に検討開始
風力発電の導入促進に係る建築基準法の基準の見直し（構造審査の一本化）	・規制・制度改革に関する分科会の第2WG（エネルギー）（平成24年4月3日）	風力発電設備（洋上風力発電設備を含む）に関する審査について、建築基準法上の審査基準と電気事業法上の電気工作物に求められる技術基準の内容を整理した上で、太陽電池発電設備と同様に電気事業法上の審査に一本化することについて検討し、結論を得る。 なお、審査の一本化の検討に際しては、「規制・制度改革に係る対処方針」（平成22年6月18日閣議決定）1. ③再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し（風力発電の導入促進に係る建築基準法の基準の見直し）に基づき、建築基準法における評価基準の妥当性に関する検討結果を踏まえた整理を行う。	平成24年度検討・結論、結論を得次第措置
＜環境アセスメント＞			
風力発電に係る環境影響評価の迅速化①	・規制・制度改革に関する分科会の第2WG（エネルギー）（平成24年4月3日）	風力発電に係る環境影響評価について、事業者には煩雑かつ過重な手続を要求しないよう、評価項目の絞り込みや経済産業省が行う各審査段階の審査事務に係る標準処理期間をそれぞれ1か月以内に短縮するなど、手続の簡素化・迅速化を行う。	平成24年度措置

発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等	・経済対策（規制・制度改革）（平成24年11月30日）	火力発電所リプレース及び風力・地熱発電所における環境アセスメントの簡素化・迅速化や、高効率でCO2排出量の少ない石炭火力や天然ガス火力発電所の新增設における環境アセスメントの迅速化等について検討し、環境アセスメント手続に係る期間を火力リプレースについては最大1年強まで短縮、風力・地熱発電所については概ね半減させる。	平成24年に一定の結論、結論を得次第措置
-----------------------	-----------------------------	--	----------------------

（ご参考）内閣府行政刷新会議規制・制度改革委員会グリーンWG第4回（平成24年11月19日）において、検討項目（案）として挙げられているもの

<太陽電池発電>

- 第3種電気主任技術者の監督範囲の電圧7万Vまでの引き上げ

<太陽電池発電及び風力発電>

- 電気主任技術者の兼任発電規模の拡大

<バイナリー発電>

- ボイラー・タービン主任技術者選任不要範囲の拡大

<再エネ全般>

- 配電用変電所の配電用変圧器（バンク）逆潮流制限の緩和

<火力発電>

- 溶接安全管理検査制度の廃止

<電気全般>

- 電気主任技術者の常時勤務条件の撤廃